

国立大学法人東京学芸大学における寄附金の共通経費に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成27年1月15日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

国立大学法人東京学芸大学における寄附金の共通経費に関する取扱要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学における寄附金の共通経費に関する取扱要項(平成19年12月6日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学における寄附金の共通経費に関する取扱要項の一部改正について

改正理由： 寄附金の共通経費の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(適用除外)</p> <p>第4条 次に掲げる寄附金については、共通経費拠出の適用除外とする。</p> <p>(1) 規程第4条第1項第1号及び第2号に規定する目的のもの</p> <p><u>(2) その他学長が特に認めたもの</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成27年1月15日から施行し、平成27年4月1日以降に申込みがあった寄附金から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(適用除外)</p> <p>第4条 次に掲げる寄附金については、共通経費拠出の適用除外とする。</p> <p>(1) 規程第4条第1項第1号及び第2号に規定する目的のもの</p> <p><u>(2) 寄附金額が100万円未満のもの</u></p> <p><u>(3) その他学長が特に認めたもの</u></p> <p>[省略]</p>